

株主各位

証券コード 1433

2023年4月10日

(電子提供措置の開始日 2023年4月4日)

東京都江東区平野三丁目2番6号

ベスト株式会社

代表取締役社長 **本田 豊**

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第50期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

[当社ウェブサイト] <https://www.besterra.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東証上場会社情報サービス] <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)またはインターネット等により議決権を行使することができます。その方法につきましては、2ページおよび3ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご参照の上、2023年4月26日(水曜日)午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

| | |
|---------------|---|
| 1 日 時 | 2023年4月27日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分) |
| 2 場 所 | 東京都江東区亀戸二丁目19番1号 亀戸文化センター カメラホール (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。) |
| 3 目的事項 | 報告事項 1. 第50期(2022年2月1日から2023年1月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第50期(2022年2月1日から2023年1月31日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 退任取締役・監査役に対し退職慰労金贈呈の件 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役報酬額設定の件 |

以上

● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

書面又はインターネットで議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2023年4月26日(水曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2023年4月26日(水曜日)
午後6時入力分まで

ご出席いただける場合

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくと共に、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

開催日時

2023年4月27日(木曜日)
午前10時
(受付開始: 午前9時30分)

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

- (2) 議決権行使書面において、各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。又、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から**当社の指定する議決権行使サイトにアクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使期限

2023年4月26日（水曜日）午後6時まで

※毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

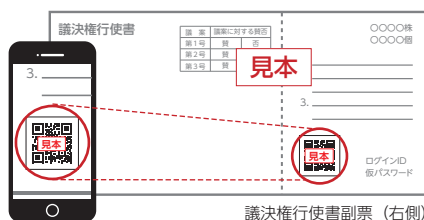
QRコードを読み取る方法

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が**不要**です。



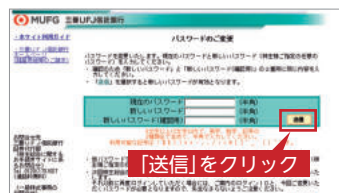
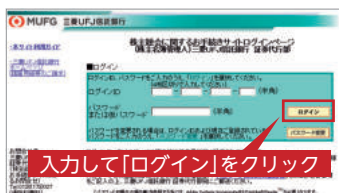
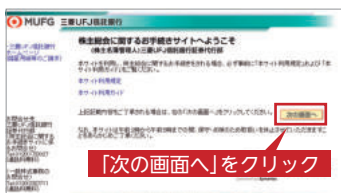
- 1 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
 - 2 ログイン後は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。
- ※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
※2回目以降のログインの際は下記「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

- 1 議決権行使サイトへアクセス
- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 3 現在のパスワードを入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

<当日ご出席される株主様へ>

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。株主総会会場において、スタッフのマスク着用など、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、お土産のご提供、株主総会終了後のイベント等につきましては、感染症予防の観点より取り止めとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

【第50期期末配当金のお支払いについて】

当社は、定款の規定により、2023年3月10日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき10円とし、効力発生日（支払開始日）を2023年4月11日とすることを決議しました。

2022年10月に1株につき10円の間配当金をお支払いしていますので、年間の配当金は1株につき20円となります。

第50期期末配当金関係書類は、この招集ご通知に同封しております。

- 2023年1月31日現在500株以上を所有されている方にポイント贈呈させていただいております。Webサイト「ベステラ・プレミアム優待倶楽部」にてポイントを商品に交換いただけます。
- 「決議通知」は郵送せず、弊社ホームページに掲載する方法とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第1条～第16条 (条文省略) | 第1条～第16条 (現行通り) |
| 第4章 取締役および取締役会 第17条 (条文省略) | 第4章 取締役および取締役会 第17条 (現行通り) |
| (取締役の員数) | (取締役の員数) |
| 第18条 当社の取締役は、9名以内とする。 | 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、9名以内とする。 |
| (新 設) | <u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u> |
| (取締役の選任) | (取締役の選任) |
| 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 | 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。 |
| 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |
| 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 | 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 |
| (取締役の任期) | (取締役の任期) |
| 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | 第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |

現行定款

- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(新 設)

(新 設)

(代表取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し会社の業務を執行する。

第22条～第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、これを招集することができる。

第25条 (条文省略)

変更案

- 2 補欠または増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、他の在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

4 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、他の在任する監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第21条 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し会社の業務を執行する。

第22条～第23条 (現行通り)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、これを招集することができる。

第25条 (現行通り)

現行定款

(新 設)

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

第28条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第30条～第31条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。

変更案

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5号各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することが出来る。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

第29条 (現行通り)

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条～第32条 (現行通り)

(第5章 監査役および監査役会を全部削除)

現行定款

(監査役の員数)

第33条 当社の監査役は3名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、これを招集することができる。

変更案

現行定款

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

変更案

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> | |
| <p>(新 設)</p> | <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第33条 当社は、監査等委員会を置く。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第34条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p> |
| <p>第6章 会計監査人 第44条 (条文省略)</p> | <p>第6章 会計監査人 第37条 (現行通り)</p> |

現行定款

(会計監査人の選任)

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第46条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第48条～第52条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

変更案

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、監査等委員会が選任議案を決定し、株主総会の決議によって選任する。

第39条 (現行通り)

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第41条～第45条 (現行通り)

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第50期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第2条 当社は、社外監査役との間で、第50期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第2号議案


取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件


当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く、以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。


なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。


取締役の候補者は、次のとおりであります。


| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位および担当 | 候補者属性 |
|-------|------------------|----------------------------|------------------|
| 1 | よしのよしひで 吉野佳秀 | 代表取締役会長 | 再任 |
| 2 | ほんだ ゆたか 本田豊 | 代表取締役社長 | 再任 |
| 3 | ちょう やすはる 長泰治 | 専務執行役員事業本部長 兼 脱炭素事業推進部長 | 新任 |
| 4 | すずき たかお 鈴木孝雄 | 社外取締役 | 再任 社外 独立役員 |
| 5 | わかまつ としき 若松俊樹 | 社外取締役 | 再任 社外 独立役員 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---------|---|---|------------|
| 1 再任 |  <p>よしの よしひで 吉野 佳秀 (1941年5月17日)</p> | <p>1960年 8月 吉野商店 (現 ベステラ株式会社の前身) 入店 1974年 2月 当社設立 取締役 1976年 6月 当社 代表取締役社長 1992年 6月 当社 代表取締役会長 1996年 6月 当社 代表取締役社長 2020年 4月 当社 代表取締役会長 (現任) 2020年 9月 リバーホールディングス株式会社 社外取締役 2023年 4月 リバー株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 吉野佳秀氏は1976年より当社の代表取締役を務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有していることから、引き続き取締役候補者と致しました。</p> | 105,900株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---------|---|---|------------|
| 2 再任 |  <p>ほんだ ゆたか 本田 豊 (1972年5月9日)</p> | <p>1996年 4月 東京急行電鉄株式会社 (現 東急株式会社) 入社 2007年 11月 ビズネット株式会社 入社 企画部グループ長補佐 2008年 12月 エン・ジャパン株式会社 入社 管理本部経理グループマネージャー 2009年 9月 当社 入社 2014年 4月 当社 企画部長 2014年 7月 当社 取締役企画部長 2023年 2月 当社 代表取締役社長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 本田豊氏は企画部長を経て取締役企画部長を務め、経営管理部門および財務部門において、当社の事業活動に関し豊富な経験と見識を有しております。また、2023年2月より代表取締役を務めていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | 27,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---------|--|--|------------|
| 3 新任 |  ちよう やすは る 長 泰治 (1977年12月21日) | 1997年12月 当社 入社 2008年5月 当社 事業本部技術営業部課長 兼 西日本事務所所長 2014年10月 当社 事業本部技術営業部次長 2016年10月 当社 事業本部工事部長 2019年4月 当社 取締役事業本部工事部長 2020年5月 当社 取締役事業本部長 2022年5月 当社 執行役員事業本部長 2023年2月 当社 専務執行役員事業本部長 兼 脱炭素事業推進部長 (現任) | 167,400株 |
| | | <取締役候補者とした理由> 長泰治氏は事業本部工事部長を経て事業本部長を務めており、工事部門において当社の事業活動および当社の事業領域の技術に関し豊富な経験と見識を有しており、取締役の経験も持つことから、取締役候補者と致しました。 | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|---|--|------------|
| 4 再任 社外 独立役員 |  すずき たかお 鈴木 孝雄 (1941年9月25日) | 1968年4月 株式会社鈴木徳五郎商店 (現 リバー株式会社) 入社 1973年4月 株式会社鈴木徳 (株式会社鈴木徳五郎商店より社名変更 現 リバー株式会社) 取締役 1978年7月 同社 常務取締役 1985年4月 同社 代表取締役社長 1996年6月 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 会長 2002年1月 メタルリサイクル株式会社 (現 リバー株式会社) 取締役会長 2003年12月 中田屋株式会社 (現 リバー株式会社) 代表取締役会長 2006年4月 株式会社鈴木徳 (現 リバー株式会社) 代表取締役会長 2007年7月 スズトクホールディングス株式会社 (現 リバー株式会社) 設立 代表取締役社長 2013年9月 同社 代表取締役会長 2015年12月 メジャーヴィーナス・ジャパン株式会社 代表取締役会長 2021年4月 当社 社外取締役 (現任) 2021年10月 TREホールディングス株式会社 取締役 (現任) 2023年4月 リバー株式会社 代表取締役会長 (現任) | 一株 |
| | | <社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> 鈴木孝雄氏は(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また、リバー株式会社代表取締役を務められ経営者としての長年の経験、実績、幅広い見識を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割としてその知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。 | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|---|---|------------|
| 5 再任 社外 独立役員 |  <p>わかまつ としき 若松 俊樹 (1977年9月19日)</p> | <p>2005年10月 第二東京弁護士会登録 2005年10月 佐藤総合法律事務所 入所 2011年6月 株式会社イワキ 監査役 2016年6月 株式会社OrchestraHoldings 社外取締役（現任） 2019年3月 ニューラルポケット株式会社 社外監査役（現任） 2019年10月 Saltus法律事務所 開業（現任） 2021年4月 当社 社外取締役（現任）</p> <p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> 若松俊樹氏は(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。同氏は社外取締役および監査役として以外に会社経営に関与したことはございませんが、弁護士としての高い専門性を備え、他の事業会社の社外役員および監査役を歴任された経験をお持ちです。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、客観的かつ法的見地からの監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> | 一株 |


- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木孝雄氏および若松俊樹氏は社外取締役候補者であります。
3. 鈴木孝雄氏および若松俊樹氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、鈴木孝雄氏、若松俊樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており鈴木孝雄氏、若松俊樹氏が再任された場合、当社は当該契約を継続いたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、当社取締役、監査役、業務執行役員、子会社役員および管理職従業員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なおD&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会にて決議のうえ、これを更新する予定であります。
6. 当社は、鈴木孝雄氏および若松俊樹氏が取締役役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 上記各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2023年1月31日現在のものです。


第3号議案**監査等委員である取締役3名選任の件**


当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位および担当 | 候補者属性 |
|-------|-------------------------------|---------------|-------------------------|
| 1 | こみ やま まさ ひろ 込 山 雅 弘 | 社外取締役 | 新任 社外 独立役員 |
| 2 | むら まつ たか お 村 松 高 男 | 社外監査役 | 新任 社外 独立役員 |
| 3 | ふく しま たもつ 福 島 保 | 社外監査役 | 新任 社外 独立役員 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|--|---|------------|
| 1 新任 社外 独立役員 |  <p>こみやま まさひろ 込山 雅弘 (1952年5月11日)</p> | <p>1975年 4月 日商岩井株式会社 (現双日株式会社) 入社 2002年 4月 同社 鉄鉱石部長 2006年 4月 双日株式会社 執行役員 エネルギー・金属資源部門長補佐 兼 金属資源本部長 2008年 4月 同社 常務執行役員 エネルギー・金属資源部門長補佐 兼 鉄鋼事業本部長 2009年 4月 同社 常務執行役員 経営企画部、IR部担当 2011年 4月 同社 常務執行役員 米州総支配人 兼 双日米国会社社長 2012年 4月 同社 常務執行役員 エネルギー・金属資源部門長 2014年 4月 同社 常務執行役員 海外業務担当 2016年 6月 株式会社JALUX 代表取締役社長 2019年 6月 双日株式会社 顧問 2020年 9月 株式会社源吉兆庵ホールディングス 執行役員 2022年 4月 当社 社外取締役(現任)</p> <p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> 込山雅弘氏は(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。同氏は総合商社における長年に渡る多分野での経験、実績、見識を有し、幾つもの部門のトップを務めた経歴がございます。当社はその経験・能力を当社の監査に反映していただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|--|--|------------|
| 2 新任 社外 独立役員 |  <p>むらまつ たかお 村松 高男 (1953年10月1日)</p> | <p>1979年 4月 東京国税局 入局 1988年 4月 東京地方検察庁 特捜部主任捜査官 2003年 7月 渋谷税務署 副署長 2010年 7月 国税庁 首席監察官 2012年 7月 名古屋国税局 総務部長 2013年 6月 高松国税局 局長 2014年 10月 税理士 登録 村松高男税理士事務所 所長 (現任) 2015年 4月 当社 社外監査役 (現任) 2016年 3月 セレンディップ・コンサルティング株式会社 社外監査役 (現任) 2016年 5月 イオンモール株式会社 社外監査役 (現任) 2016年 6月 グロープライド株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> 村松高男氏は(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また、税理士の資格を有しており、企業会計および税務に関する専門的知見を当社の監査に反映していただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|--|--|------------|
| 3 新任 社外 独立役員 |  ふくしま たもつ 福島 保 (1954年8月25日) | 1977年 4月 東京電力株式会社 入社 2004年 1月 同社 埼玉支店副支店長 2007年 7月 同社 燃料部部長代理 2008年 6月 常盤共同火力株式会社 取締役 2018年 6月 同社 顧問 2020年 4月 当社 社外監査役（現任） <社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> 福島保氏は(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また、当社の事業活動に関しこれまでの業務で培った豊かな経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 込山雅弘氏、村松高男氏および福島保氏は社外取締役候補者であります。
3. 込山雅弘氏は、現在当社の社外取締役であります。込山雅弘氏が取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 村松高男氏および福島保氏は、現在当社の社外監査役であります。村松高男氏が監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年、福島保氏が3年となります。
5. 当社は、込山雅弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており込山雅弘氏が再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。また、村松高男氏および福島保氏が選任された場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、当社取締役、監査役、業務執行役員、子会社役員および管理職従業員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なおD&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会にて決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 当社は、込山雅弘氏、村松高男氏および福島保氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。三氏が選任された場合当社は引き続き独立役員とする予定であります。
8. 上記各監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数は、2023年1月31日現在のものであります。

第4号議案**退任取締役・監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

本株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される吉野炳樹氏および監査役を退任される渡邊喜久男氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金については、取締役および監査役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任する取締役・監査役の略歴は次の通りであります。

| 氏名 | 略歴 |
|----------------------|--|
| よしの 吉野 炳樹 あきたつ | 1997年5月 当社 取締役営業部長 2006年10月 当社 常務取締役事業本部長 2014年5月 当社 専務取締役事業本部長 2020年4月 当社 代表取締役社長 2023年2月 当社 取締役 現在に至る |

| 氏名 | 略歴 |
|-----------------------|-------------------------|
| わたなべ 渡邊 喜久男 きくお | 2007年7月 当社 監査役 現在に至る |

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2009年7月17日開催の第36期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするこ

とにつきご承認をお願いするものであります。

また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。この報酬額設定は、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の取締役の金銭報酬の限度額と同額であり相当と判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査等委員（予定）のスキル

●担当/属性 ◎主スキル ○副スキル

| 当社における 地位 | 氏名 | 業務執行 | 監督機能 | 属性 | 企業経営 事業戦略 | 事業推進 営業・工事 | 技術開発 IT・DX | 組織・人材 | 財務・会計 税務 | 法務・リスク ガバナンス | SDGs ESG・環境 |
|----------------|-------|------|------|----|--------------|---------------|---------------|-------|-------------|-----------------|----------------|
| 代表取締役会長 | 吉野 佳秀 | ● | | | ◎ | | ◎ | ○ | | | ○ |
| 代表取締役社長 | 本田 豊 | ● | | | ◎ | | | ◎ | ○ | ○ | |
| 専務取締役 事業本部長 | 長 泰治 | ● | | | ○ | ◎ | ◎ | | | | ○ |
| 社外取締役 | 鈴木 孝雄 | | ● | 独立 | ○ | | | ○ | | | ◎ |
| 社外取締役 | 若松 俊樹 | | ● | 独立 | | | | | | ◎ | ○ |
| 社外取締役 監査等委員 | 込山 雅弘 | | ● | 独立 | ◎ | | | ○ | ◎ | ○ | |
| 社外取締役 監査等委員 | 村松 高男 | | ● | 独立 | | | | | ◎ | ○ | ○ |
| 社外取締役 監査等委員 | 福島 保 | | ● | 独立 | ○ | ○ | | | | | ◎ |

事業報告 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染対策としてワクチン接種が継続されながらも、変異株による感染拡大や医療逼迫が騒がれ続けました。まん延防止等重点措置が全国的に解除され、経済活動が緩やかに正常化しつつあるものの、「感染第8波」への懸念も払拭されておりません。

国際状況では、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う資源・材料の価格高騰、急激な円安進行など、依然として先行き不透明な情勢が続いております。

そのような状況のなか、当社グループの属するプラント解体業界においては、社会インフラに対しての解体工事の提供を主としておりますが、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、様々な産業において産業構造の見直しやリストラクチャリングの動向は続いており、余剰設備の解体需要は減退することなく推移しております。しかしながら、労務費の上昇、資材価格の高騰の流れは止まっておらず、楽観を許さない状況が続いております。

このような状況のもと、当連結会計年度の経営成績につきましては、前連結会計年度に当社グループへ参画した株式会社矢澤の再開発物件等における環境対策工事の受注・着工の状況が好調であること等が寄与した一方、受注および着工を予定していた大型解体工事が、計画の延長等により当期中の着工が困難となったことにより、売上高は5,458,728千円(前連結会計年度比8.5%減)となりました。

また、利益面におきましては、売上高減少分を補うため確実な受注を優先し低利率率での積極受注を進めてまいりましたが、一部の工事において工事損失引当金の計上が発生する等利益率が著しく減少したこと、経営体制の大幅な変更に伴い役員退職金慰労金の引当計上が発生したことなどにより、営業損失は215,661千円(前連結会計年度は営業利益488,751千円)、経常損失は94,823千円(前連結会計年度は経常利益721,265千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は64,357千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益は1,391,770千円)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

[プラント解体事業]

プラント解体事業は、前連結会計年度に当社グループへ参画した株式会社矢澤の再開発物件等における環境対策工事が寄与した一方、受注および着工を予定していた大型解体工事が、計画の延長等により当期中の着工が困難となったことにより、完成工事高は5,242,436千円(同8.6%減)となりました。

[その他]

その他は、主に人材サービス事業で構成されております。人材サービス事業については、当社グループ内において事業の再編中であり、営業商圏の見直しや人的リソースの効率化等を図っておりますが、再編による効果が得られるまで一定の時間を要すると想定しております。これらの結果、兼業事業売上高は216,292千円(同6.0%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は93,299千円であります。

その主なものは、西日本地区の事務所移転に伴う土地建物の取得76,678千円であります。

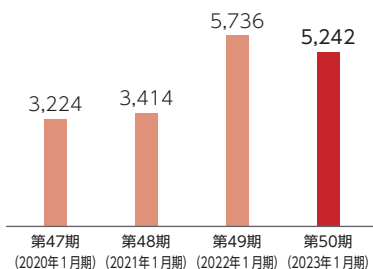
③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社が2021年2月に発行した新株予約権の一部が行使されたことにより、294,090千円が調達されました。

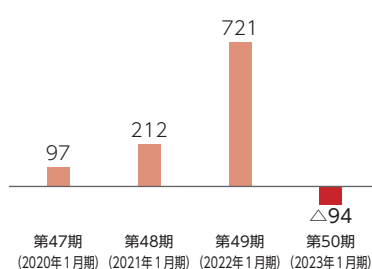
(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

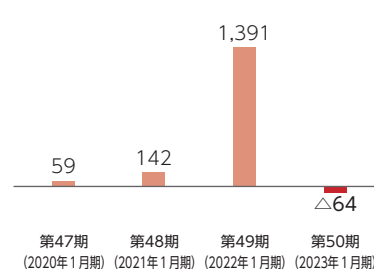
完成工事高 (単位：百万円)



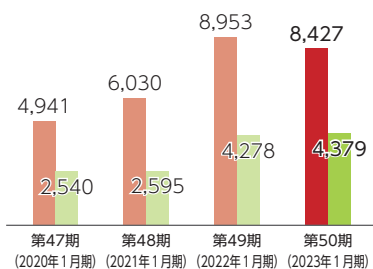
経常利益又は経常損失 (単位：百万円)



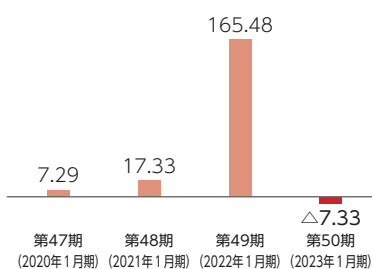
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (単位：百万円)



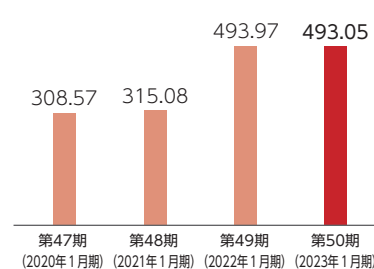
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は当期純損失 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



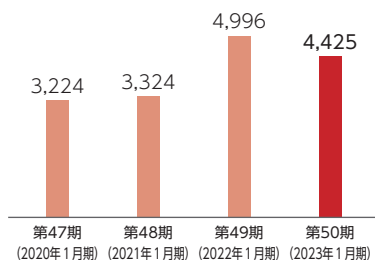
| | | 第47期 (2020年1月期) | 第48期 (2021年1月期) | 第49期 (2022年1月期) | 第50期 (当連結会計年度) (2023年1月期) |
|------------------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 受注工事高 | (千円) | 3,249,878 | 4,912,812 | 4,785,596 | 7,000,395 |
| 次期繰越工事高 | (千円) | 1,046,995 | 2,545,412 | 1,594,122 | 3,352,081 |
| 完成工事高 | (千円) | 3,224,539 | 3,414,395 | 5,736,886 | 5,242,436 |
| 兼業事業売上高 | (千円) | 211,614 | 268,468 | 229,996 | 216,292 |
| 経常利益又は経常損失 | (千円) | 97,222 | 212,842 | 721,265 | △94,823 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | (千円) | 59,966 | 142,571 | 1,391,770 | △64,357 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 | (円) | 7.29 | 17.33 | 165.48 | △7.33 |
| 総資産 | (千円) | 4,941,139 | 6,030,762 | 8,953,212 | 8,427,659 |
| 純資産 | (千円) | 2,540,956 | 2,595,318 | 4,278,461 | 4,379,118 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 308.57 | 315.08 | 493.97 | 493.05 |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

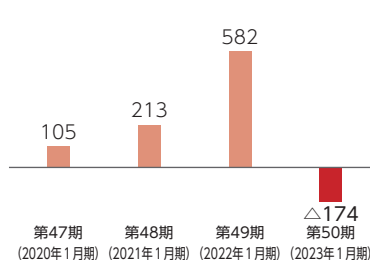
完成工事高

(単位：百万円)



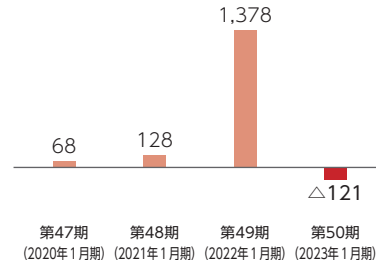
経常利益又は経常損失

(単位：百万円)



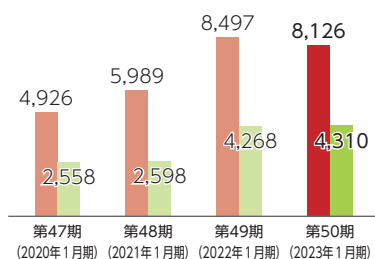
当期純利益又は当期純損失

(単位：百万円)



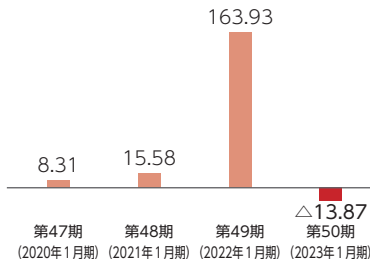
総資産/純資産

(単位：百万円)



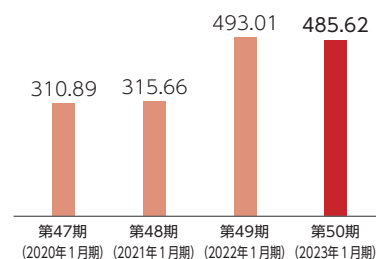
1株当たり当期純利益又は当期純損失

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



| | | 第47期 (2020年1月期) | 第48期 (2021年1月期) | 第49期 (2022年1月期) | 第50期 (当事業年度) (2023年1月期) |
|-------------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 完成工事高 | (千円) | 3,224,539 | 3,324,559 | 4,996,890 | 4,425,774 |
| 兼業事業売上高 | (千円) | 61,543 | 110,514 | 67,989 | 25,097 |
| 経常利益又は経常損失 | (千円) | 105,744 | 213,428 | 582,086 | △174,372 |
| 当期純利益又は当期純損失 | (千円) | 68,338 | 128,163 | 1,378,761 | △121,815 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 | (円) | 8.31 | 15.58 | 163.93 | △13.87 |
| 総資産 | (千円) | 4,926,468 | 5,989,365 | 8,497,817 | 8,126,260 |
| 純資産 | (千円) | 2,558,849 | 2,598,010 | 4,268,411 | 4,310,728 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 310.89 | 315.66 | 493.01 | 485.62 |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主な事業内容 |
|-----------------|-------------|----------|-----------|
| 株式会社ヒロ・エンジニアリング | 27,500,000円 | 90.00% | 労働者派遣事業 |
| 3Dビジュアル株式会社 | 10,000,000円 | 100.00% | 設計業務等 |
| 株式会社矢澤 | 1,000,000円 | 100.00% | アスベスト対策工事 |

(4) 対処すべき課題

① 会社経営の基本方針

当社は「柔軟な発想と創造性、それを活かした技術力により地球環境に貢献します」との企業理念を掲げております。プラント解体業界におけるリーディングカンパニーとして、顧客のニーズを的確かつ先見的に把握し、革新的な提案を行っていくことで環境関連企業として社会に貢献していくことを経営の基本方針としております。

② 目標とする経営指標

当社は企業価値の向上を目指すにあたり、売上高、営業利益、ROE(株主資本当期純利益率)を重要な経営指標としております。

2026年1月期を最終年度とする「脱炭素アクションプラン2025」を策定し、売上高120億円以上、営業利益12億円以上、ROE 13%以上の達成に向け全力を傾注してまいります。

③ 中長期的な会社の経営戦略

2024年1月期から2026年1月期を期間とする「脱炭素アクション2025」を策定いたしました。

当社は事業環境の変化を機会と捉え、脱炭素経営を推進し、企業風土を改革することにより、収益力の向上を図るとともに、本期間を“新たな成長への転換点”と位置づけます。

④ 脱炭素アクションプラン2025

「脱炭素経営と企業風土の変革による収益力の向上」を基本方針とし、国内・業界内の事業環境の変化を考慮した上で脱炭素経営を推進し、企業価値・ブランドの向上を実現します。2023年2月に新組織「脱炭素事業推進部」を設立し、下記の3つの重点戦略を実施して参ります。

重点戦略① 脱炭素解体ソリューション ※「脱炭素解体」はベステラ株式会社の登録商標であります。

- 工法によるイノベーション [工期、コスト、安全性に優れ、競合優位性の高い解体工事の提供]
 - ・ 転倒工法 高所作業が減らせるほか作業員安全性+短工期
→鉄塔・煙突、発電用風力設備（風車）、その他塔状設備（熱風炉など）
 - ・ 無火気工法 バンドソー・丸鋸などによる溶断によらない金属の解体
→火気使用制限の現場、有害物質含む解体現場（PCB含有トランス解体）
 - ・ 土壌汚染対策工事 施設の更新・廃止時に（土壌汚染対策法）
→土壌汚染の無害化
 - ・ 有害物質の適正処理 有害物質を分離・無害化
→PCB含有塗膜剥離、アスベスト（関連法令改正によって対策を強化する必要）

重点戦略② DXプラントソリューション

- IT活用によるイノベーション [独自のノウハウ×最新技術で新しいサービスを創造]
 - ・ 3D・点群データ →3Dスキャンによるデータ化、3Dモデリング
 - ・ 遠隔・無人化施工 →人とロボットの協働施工を解体現場へ
 - ・ ロボット開発 →天井クレーン計測ロボット
 - ・ ソフトウェア開発 →CADのアドオンソフト開発

重点戦略③ 人事戦略

- さらなるイノベーションを産み出す土台 [従業員エンゲージメントの高い企業風土への改革]
 - ・ HRトランスフォーメーション →企業風土の変革
 - ・ 採用の強化 →施策（表彰制度、評価・報酬システム、安心して長く働ける環境整備）
 - ・ 教育プログラムの確立 →高度解体技術者 教育プログラム、研修制度の充実
 - ・ ナレッジマネジメント →社内の技術・知識を組織の知恵として可視化

【当連結会計年度トピックス】

- ・新株予約権による資金調達

2021年2月に発行した第9回新株予約権の一部行使が行われ294百万円の資金調達となりました。
なお資本金は147百万円増加し843百万円となりました。(2023年1月31日現在)

- ・新事務所

西日本事務所を拡充（事務所を新築）し、2022年5月に移転いたしました。
九州事務所を新設し、2022年2月より業務開始いたしました。

- ・2022年7月に株式会社日立パワーソリューションズと「国内陸上風力発電設備の解体特許技術に関する実施許諾契約」を締結いたしました。
- ・2022年9月に株式会社クラッソーネと「解体DX技術に関する資本業務提携」を発表いたしました。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年1月31日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|----------|------------------------------|
| プラント解体事業 | 鉄鋼・電力・ガス・石油等のあらゆるプラントの解体工事 |
| 3D計測サービス | 3Dスキャナによる立体計測、点群データモデリングサービス |
| 人材サービス | 人材派遣、人材紹介、人事事務代行、教育・研修サービス |

(6) 主要な事業所および工場 (2023年1月31日現在)

| 名称 | 所在地 |
|--------|---------|
| 本社 | 東京都江東区 |
| 千葉事務所 | 千葉県市原市 |
| 京浜事務所 | 神奈川県川崎市 |
| 西日本事務所 | 広島県福山市 |
| 九州事務所 | 福岡県北九州市 |

(7) 使用人の状況 (2023年1月31日現在)

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-----------|-------------|
| プラント解体事業 | 77 (11) 名 | 8名増 (2名増) |
| その他 | 21 (19) | 4名増 (3名増) |
| 本社 (共通) | 17 (—) | 4名増 (—) |
| 計 | 115 (30) | 16名増 (5名増) |

(注) 使用人数は従業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年1月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|------------|-------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,600,000千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 385,184千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 139,702千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2023年1月31日現在)

| | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 21,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,990,200株 |
| (3) 株主数 | 7,082名 |
| (4) 大株主 | |

| 株主名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|--|-----------|----------|
| TERRA・ESHINO株式会社 | 1,428,200 | 16.12 |
| 吉野炳樹 | 1,376,000 | 15.53 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 449,600 | 5.07 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NORTHERN TRUST (GUERNSEY) LIMITED RE GGDP RE : AIF CLIENTS 15. 315 PERCENT NON TREATY ACCOUNT | 200,000 | 2.26 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 174,800 | 1.97 |
| 長泰治 | 167,400 | 1.89 |
| 五代俊昭 | 160,000 | 1.81 |
| 木村勇 | 155,000 | 1.75 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT | 147,200 | 1.66 |
| 塚本かや | 108,000 | 1.22 |

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式129,035株を保有しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

| 行使価額修正条項付第10回新株予約権(2021年2月5日発行) | |
|---|-----------------------|
| 決議年月日 | 2021年1月20日 |
| 新株予約権の数(個)※ | 5,100(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※ | 普通株式 510,000 (注) 3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※ | 当初行使価格1,985 (注) 4 |
| 新株予約権の行使期間※ | 2021年2月8日～2026年2月6日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | (注) 5 |
| 新株予約権の行使の条件※ | 本新株予約権の一部行使はできないものとする |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※ | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※ | — |

※新株予約権の発行時(2021年2月5日)における内容を記載しております。

(注) 1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)510,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。))は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

2. 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなり、修正がなされた日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注記第6項に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

3. 行使価額の修正頻度

行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。

4. 行使価額の上限

行使価額は2,801円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。)(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「上限行使価額」という。)を上回らないものとする。本欄第2項に基づく計算によると修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合、行使価額は上限行使価額とする。

5. 行使価額の下限

行使価額は発行日から4か年経過満了日に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)の65%(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に準じて調整を受ける。)(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

6. 割当株式数の上限

510,000株

但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。

7. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第5項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

1,019,898,000円(但し、本新株予約権は下限行使価額が未定のため当初行使価額で計算。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

8. 当社の請求による本新株予約権の取得

本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式510,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株

式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

4. 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「行使価額」という。)は、当初1,985円(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。

3. 行使価額の修正

- (1) 本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなり、修正がなされた日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。
- (2) 行使価額は上限行使価額を上回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合、行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 行使価額は下限行使価額を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式(以下、本「行使価額修正条項付第10回新株予約権」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位

- まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(上限行使価額、下限行使価額が調整される時を含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の上限行使価額、下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2023年1月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|--------|--|
| 代表取締役会長 | 吉野 佳秀 | リバーホールディングス株式会社 取締役 |
| 代表取締役社長 | 吉野 炳樹 | |
| 取締役 | 本田 豊 | |
| 取締役 | 鈴木 孝雄 | TREホールディングス株式会社 取締役 リバーホールディングス株式会社 代表取締役会長 |
| 取締役 | 若松 俊樹 | Saltus法律事務所 所長 株式会社OrchestraHoldings 社外取締役 ニューラルポケット株式会社 社外監査役 |
| 取締役 | 込山 雅弘 | |
| 常勤監査役 | 渡邊 喜久男 | |
| 監査役 | 村松 高男 | 村松高男税理士事務所 所長 イオンモール株式会社 社外監査役 セレンディップ・コンサルティング株式会社 社外監査役 グロープライド株式会社 社外取締役 (監査等委員) |
| 監査役 | 福島 保 | |

- (注) 1. 取締役鈴木孝雄氏、若松俊樹氏および込山雅弘氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役渡邊喜久男氏、監査役村松高男氏および福島保氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役渡邊喜久男氏、監査役村松高男氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役渡邊喜久男氏は、長年にわたり財務および会計業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役村松高男氏は、税理士の資格を有しており、長年の経験があります。
4. 当社は、取締役鈴木孝雄氏、若松俊樹氏および込山雅弘氏、常勤監査役渡邊喜久男氏、監査役村松高男氏および福島保氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 就任

2022年4月27日開催の第49期定時株主総会において、込山雅弘氏は新たに取締役に選任され、就任しております。

② 退任

2022年4月27日開催の第49期定時株主総会において、五代俊昭氏、長泰治氏、関谷竜一氏は任期満了により退任しております。

③ 当事業年度中の取締役および監査役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

しかしながら、事業年度が替わるタイミングにて、下記の異動となっております。

2023年1月31日付け 吉野炳樹氏は代表取締役を辞任し取締役となりました。

2023年2月 1日付け 本田豊氏は代表取締役に就任いたしました。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を2021年2月15日に取締役会決議により定めており、その概要は下記1.~4.の通りです。

1. 個人別の報酬等のうち、

ア 業績連動報酬について指標・内容・額または算定方法

→業績連動報酬なし

イ 非金銭報酬の内容・額(数)または算定方法

→「決定の方針では考慮しない」(支給する際に再考する)

ウ 確定額報酬の額または算定方法

→役員報酬確定総額については、当該期の業績や事業展開を勘案して算定し、毎年4月開催の取締役会にて役員報酬確定総額を決定する

エ アイウの構成比率の決定に関する方針

→確定額報酬100%である

2. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

→1.ウおよび3.により個人別年額が決定し毎月現金で支払う

3. 報酬等の内容の決定を取締役その他の第三者に委任する場合の決定方法

→総額の中での個人別金額の決定は役位・貢献度・在任期間・業績等を勘案したうえで代表取締役社長

に委任する

4. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

→特になし

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2009年7月17日開催の第36期定時株主総会にて年額200百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年7月31日開催の第33期定時株主総会にて年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長吉野炳樹が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

当社取締役会が、代表取締役社長に対して当該権限の委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役が担当する業務や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適していると考えたためです。

④ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方針および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 員数（名） | 報酬等の総額（千円） | 報酬等の種類別の総額（千円） | | |
|------------------|-----------|--------------------|--------------------|--------|-------|
| | | | 確定額報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 |
| 取締役 （うち社外取締役） | 9 (3) | 73,335 (7,950) | 73,335 (7,950) | — | — |
| 監査役 （うち社外監査役） | 3 (3) | 10,800 (10,800) | 10,800 (10,800) | — | — |
| 合計 （うち社外役員） | 12 (6) | 84,135 (18,750) | 84,135 (18,750) | — | — |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、当事業年度の役員賞与が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
3. 2009年7月17日開催の第36期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。
4. 2006年7月31日開催の第33期定時株主総会において、監査役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、当社取締役、監査役、業務執行役員、子会社役員および管理職従業員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なおD&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

■取締役鈴木孝雄氏は、リバーホールディングス株式会社代表取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。また同氏は、TREホールディングス株式会社取締役であります。TREホールディングス株式会社と当社は株式を所有し配当を受け取る関係であります。

■取締役若松俊樹氏は、Saltus法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また同氏は株式会社OrchestraHoldings社外取締役、ニューラルポケット株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

■監査役村松高男氏は、村松高男税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏はイオンモール株式会社社外監査役、セレンディップ・コンサルティング株式会社社外監査役、グロブライド株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況および発言状況等 |
|-----------|--|
| 取締役 鈴木孝雄 | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、経営者としての長年の経験に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 取締役 若松俊樹 | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、弁護士として法的見地から、また、他の事業会社の社外取締役・監査役としての経験に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 取締役 込山雅弘 | 2022年4月27日株主総会にて取締役就任の後に開催された取締役会13回のすべてに出席し、事業会社での長年の経験にもとづき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 監査役 渡邊喜久男 | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、監査役会14回のすべてに出席いたしました。業務上の豊富な経験に基づき、特に財務・会計に関し、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 村松高男 | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、監査役会14回のすべてに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 福島保 | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、監査役会14回のすべてに出席いたしました。当社の属する業界での幅広い経験と広範囲な知識に基づき、適宜必要な発言を行っております。 |

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額（千円） |
|--------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 26,000 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,000 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を定めており、その決定内容および運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存続していくためには、コンプライアンスの周知徹底が不可欠であると深く認識しており、全ての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めます。

- ①取締役会は、法令および定款で定められた事項および経営に関する重要事項につき、十分に審議した上で意思決定を行うとともに、職務執行する取締役に対し、その執行状況等に関わる報告を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督します。
- ②監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程および職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講じます。
- ③経営会議は、定期的を開催し、取締役および幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行います。
- ④内部監査部門として社長室を設定し、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して、日常の職務執行状況を把握し、その改善を図ります。
- ⑤コンプライアンス体制の維持のため、弁護士および監査法人等の外部専門家と密に連携を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、管理基準および管理体制を整備し、法令および「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を最も重要な経営課題のひとつと位置づけ、当社固有のリスクを充分認識した上で、危険の大小や発生可能性に応じて、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行っております。

- ①全社的なリスクの監視および全社的な対応は企画部が行います。
- ②各部門の担当業務におけるリスクは、当該部長が責任者となり、企画部と共同でマニュアル等の整備および徹底、ならびに必要な教育を行います。

- ③取締役ならびに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議を行った上、適切な対策を決定し、実施します。
- ④内部監査担当部署は、リスク管理の状況についても監査を実施します。
- ⑤新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取ります。
- ⑥不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保しております。

- ①取締役会は、中期事業計画および各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行します。
- ②「組織規程」「業務分掌規程」および「決裁権限規程」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲します。取締役は、職務執行の進捗状況等を取締役会および経営会議で報告します。
- ③取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行います。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を制定しており、親会社の承認事項、親会社への報告事項を定めております。規程に従って、親会社の取締役会の承認を得る、または親会社の取締役会に報告することによって、企業集団全体で内部統制の徹底を図ります。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役と内部監査部門である社長室は、常に連携できる体制にあるため、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていませんが、監査役からその使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、必要に応じて設置します。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査役の下にあり、そ

の人事上の取扱いは監査役と協議して行います。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の取締役会等の重要な会議への出席を取締役の業務執行に対する厳正な監視体制とするとともに、監査役への重要な報告を行う体制としております。

また、当社は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査基準」において、内部監査部門である社長室と監査役が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保しています。また、取締役と監査役は、積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- ①反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、組織として、毅然とした姿勢で対応します。
- ②反社会的勢力による不当要求に備えて、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。
- ③反社会的勢力排除に向けた社会的責任および企業防衛の重要性を充分認識し、反社会的勢力との関係を遮断した事業運営を行います。
- ④反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で拒絶します。
- ⑤いかなる理由があっても、事実を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
- ⑥反社会的勢力に対する資金提供は絶対に行いません。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの構築を行っており、その体制を整備し運用を行っております。

当年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

取締役会を17回開催し、法令および定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受けました。業務執行状況において継続的に経営上のリスクを抽出した上で対応策の検討を行っております。それらを踏まえ、必要に応じて業務または規程の見直しを行い、内部統制システムの実効性向上を図っております。

業務処理の適切性、法令遵守の状況については、監査役と社長室が連携し、計画的に実施する内部監査活動により検証しております。

社長室の行う計画的内部監査は、当社全拠点を対象に実施されており、監査結果については内部監査報告書として代表取締役に対し報告を行っております。

また、監査役は、監査役会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会に出席し、取締役や従業員から職務執行の状況の聴取、決裁書類等の閲覧等の方法により取締役の業務執行の監査を行っております。その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて取締役会に報告しております。

7 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はございません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置づけております。

当社は、将来に向けての事業展開に伴う設備等の成長投資を推進し、事業基盤を強化するとともに、企業価値向上のための必要な内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績、その他の経営全般を総合的に判断したうえ、毎事業年度において継続的に配当をしていくことを基本方針としております。

この方針と業績とを総合的に勘案し、当期の期末普通配当は1株当たり10円とさせていただきます。その結果、当期の年間配当金につきましては、中間配当1株当たり10円と合わせて1株当たり20円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------------|------------------|---------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 3,568,505 | 流動負債 | 1,865,473 |
| 現金及び預金 | 1,337,606 | 工事未払金等 | 786,095 |
| 受取手形・完成工事未収入金及び契約資産等 | 1,761,539 | 短期借入金 | 300,000 |
| 未成工事支出金 | 121,467 | 1年内返済予定の長期借入金 | 256,318 |
| 未収還付法人税等 | 176,130 | 株主優待引当金 | 34,530 |
| その他 | 173,763 | 工事損失引当金 | 3,978 |
| 貸倒引当金 | △2,002 | 役員退職慰労引当金 | 184,987 |
| 固定資産 | 4,859,154 | リース債務 | 1,926 |
| 有形固定資産 | 310,394 | 未払法人税等 | 285 |
| 建物及び構築物 | 176,541 | その他 | 297,352 |
| 機械、運搬具及び工具器具備品 | 170,189 | 固定負債 | 2,183,067 |
| リース資産 | 2,979 | 長期借入金 | 1,870,376 |
| 土地 | 165,745 | リース債務 | 1,612 |
| 建設仮勘定 | 1,287 | 退職給付に係る負債 | 66,406 |
| 減価償却累計額 | △206,347 | 繰延税金負債 | 234,052 |
| 無形固定資産 | 113,438 | その他 | 10,620 |
| のれん | 98,644 | 負債合計 | 4,048,540 |
| リース資産 | 2,191 | (純資産の部) | |
| その他 | 12,602 | 株主資本 | 4,484,458 |
| 投資その他の資産 | 4,435,320 | 資本金 | 843,176 |
| 投資有価証券 | 4,374,452 | 資本剰余金 | 804,146 |
| その他 | 61,688 | 利益剰余金 | 3,037,498 |
| 貸倒引当金 | △820 | 自己株式 | △200,362 |
| 資産合計 | 8,427,659 | その他の包括利益累計額 | △115,477 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △115,477 |
| | | 新株予約権 | 7,548 |
| | | 非支配株主持分 | 2,589 |
| | | 純資産合計 | 4,379,118 |
| | | 負債純資産合計 | 8,427,659 |

連結損益計算書

(2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------------|-----------|
| 売上高 | 5,242,436 |
| 売上高 | 216,292 |
| 5,458,728 | |
| 売上原価 | 4,402,007 |
| 売上原価 | 167,070 |
| 4,569,077 | |
| 営業総利益 | 840,429 |
| 営業総利益 | 49,222 |
| 889,651 | |
| 販売費及び一般管理費 | 1,105,312 |
| 営業外損失 | △215,661 |
| 営業外収入 | 119,038 |
| 受取配当金 | 40,293 |
| 不動産の賃貸 | 5,869 |
| 165,200 | |
| 営業外費用 | 7,093 |
| 支払不動産賃貸費 | 30,537 |
| その他 | 6,732 |
| 44,363 | |
| 経常損失 | △94,823 |
| 税金等調整前当期純損失 | △94,823 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 46,139 |
| 法人税等調整額 | △77,431 |
| △31,292 | |
| 当期純損失 | △63,531 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 825 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | △64,357 |

連結株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 696,130 | 657,100 | 3,308,640 | △200,362 | 4,461,509 |
| 企業結合の取得対価配分確定による遡及修正 | | | △76,223 | | △76,223 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 44,264 | | 44,264 |
| 遡及修正及び会計方針の変更を反映した当期首残高 | 696,130 | 657,100 | 3,276,681 | △200,362 | 4,429,550 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 147,045 | 147,045 | | | 294,090 |
| 剰余金の配当 | | | △174,825 | | △174,825 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | | △64,357 | | △64,357 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | 147,045 | 147,045 | △239,182 | — | 54,908 |
| 当連結会計年度末残高 | 843,176 | 804,146 | 3,037,498 | △200,362 | 4,484,458 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|------------------------------|------------------|-----------------------|---------|-------------|-----------|
| | その他有価証 券評価差額金 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 当連結会計年度期首残高 | △126,562 | △126,562 | 17,974 | 1,763 | 4,354,685 |
| 企業結合の取得対価配分確定 による遡及修正 | | | | | △76,223 |
| 会計方針の変更による累積的 影響額 | | | | | 44,264 |
| 遡及修正及び会計方針の変更 を反映した当期首残高 | △126,562 | △126,562 | 17,974 | 1,763 | 4,322,725 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | 294,090 |
| 剰余金の配当 | | | | | △174,825 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 | | | | | △64,357 |
| 株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額） | 11,085 | 11,085 | △10,426 | 825 | 1,484 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 11,085 | 11,085 | △10,426 | 825 | 56,392 |
| 当連結会計年度末残高 | △115,477 | △115,477 | 7,548 | 2,589 | 4,379,118 |

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社ヒロ・エンジニアリング
3Dビジュアル株式会社
株式会社矢澤

② 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・ 未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～26年

機械、運搬具及び工具器具備品 2年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 5年

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社および連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

当社は株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ. 工事損失引当金

当社は受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

ニ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ホ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ヘ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、インプット法を採用し、発生した工事原価累計額が予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当社グループの主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. プラント解体工事に係る収益

プラント解体工事については、製鉄・電力・ガス・石油等のプラントを有する大手企業が施主であり、その系列の設備工事会社あるいは大手ゼネコン等の民間企業から発注頂き、主にプラント全体の解体トータルマネジメントを請負契約に基づき施工することが履行義務となります。

プラント解体工事に係る収益は、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度（以下「工事進捗率」という。）の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計（以下「工事原価総額」という。）に占める割合に基づいて行っております。また、工事進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点もしくは顧客の検収が完了した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

ロ. スクラップ（有価物）の販売に係る収益

金属スクラップ等の有価物については、有価物を現場から都度搬出し、スクラップ業者等へ販売することが履行義務となります。有価物の売却収入は取引の性質上、顧客へ移転した財の対価として有価物の搬出先から受け取るものであり有価物に対する支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、有価物を出荷した時点で収益を認識することとしております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換で受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより工事契約に関して、従来は工事の進捗部分についての成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度(以下「工事進捗率」という。)の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計(以下「工事原価総額」という。)に占める割合に基づいて行っております。また、工事進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は257,135千円増加、売上原価は242,180千円増加、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は14,955千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は44,264千円増加しております。

収益認識会計基準を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形・完成工事未収入金等」は、当連結会計年度より「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産等」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度に一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|--------------|-------------|
| 完成工事高(未完成工事) | 1,293,933千円 |
|--------------|-------------|

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づく収益を計上しております。計上にあたっては取引価格、工事原価総額及び当連結会計年度末における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積っております。また、当連結会計年度末における履行義務の充足に係る進捗度についてはインプット法を採用し、当連結会計年度末までに発生した工事原価累計額が予想される工事原価総額に占める割合をもって決算日における進捗度とする方法を採用しております。

工事原価総額は、過去の工事の施工実績を基礎として、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映していますが、外注価格及び資機材価格の高騰、手直し等による施工中の追加原価の発生など想定外の事象により工事原価総額が増加した場合は、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|----------|--------------|
| 受取手形 | 135,446千円 |
| 売掛金 | 24,455 // |
| 完成工事未収入金 | 527,900 // |
| 契約資産 | 1,073,736 // |

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 16,036千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 8,750,400株 | 239,800株 | 一株 | 8,990,200株 |

(注) 新株予約権の権利行使による増加 239,800株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 129,035株 | 一株 | 一株 | 129,035株 |

(3) 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | | | | 当連結会計年 度末残高 (千円) |
|-------------|-----------------|--------------------------|---------------------|---------------|---------------|--------------|------------------------|
| | | | 当連結会計年 度期首 | 当連結会計年 度増加 | 当連結会計年 度減少 | 当連結会計年 度末 | |
| 当社 (親会社) | 第8回新株予約権 (注) | 普通株式 | 285,200 | － | 285,200 | － | － |
| 当社 (親会社) | 第9回新株予約権 | 普通株式 | 455,200 | － | 455,200 | － | － |
| 当社 (親会社) | 第10回新株予約権 | 普通株式 | 510,000 | － | － | 510,000 | 7,548 |
| 合計 | | － | 1,250,400 | － | 740,400 | 510,000 | 7,548 |

(注) 第8回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

第9回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使および消滅によるものであります。

第10回新株予約権については当連結会計年度に変動ありません。

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2022年3月11日 取締役会 | 普通株式 | 86,213 | 10 | 2022年1月31日 | 2022年4月12日 |
| 2022年9月9日 取締役会 | 普通株式 | 88,611 | 10 | 2022年7月31日 | 2022年10月11日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2023年3月10日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 87,504 | 10 | 2023年1月31日 | 2023年4月11日 |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に設備投資および運転資本としての資金の調達を目的として、銀行等金融機関から借入により資金を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式を取得および保有することを原則としており、売買差益を獲得する目的や投機目的のための運用は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に取引先を中心とした株式であり、価格変動のリスクを有しております。

営業債務である工事未払金等は、すべて1年以内の支払期日であります。工事未払金等、長期借入金は流動性リスクを有しております。また、長期借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき企画部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性のリスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、定期的に株式の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の末日の連結決算日現在における営業債権のうち49.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 | 価 | 差 | 額 |
|-------------------------------|------------|---|-----------|---|---------|
| ① 投資有価証券 その他有価証券 | 3,874,453 | | 3,874,453 | | — |
| 資産計 | 3,874,453 | | 3,874,453 | | — |
| ② 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む) | 2,126,694 | | 2,078,930 | | △47,763 |
| 負債計 | 2,126,694 | | 2,078,930 | | △47,763 |

(注) 1. 現金及び預金、受取手形・完成工事未収入金及び契約資産等、工事未払金、短期借入金（ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く）、未払法人税等については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

2. 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額499,999千円)は「その他有価証券」には含めておりません。

(注) 2.長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 長期借入金 | 256,318 | 551,616 | 206,616 | 591,408 | 191,112 | 329,624 |
| 合計 | 256,318 | 551,616 | 206,616 | 591,408 | 191,112 | 329,624 |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品及び金融負債

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|------------------------|-----------|------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 其他有価証券 株式 | 3,874,453 | — | — | 3,874,453 |
| 資産計 | 3,874,453 | — | — | 3,874,453 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|-------|--------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | 2,078,930 | — | 2,078,930 |
| 負債計 | — | 2,078,930 | — | 2,078,930 |

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 売上高 |
|---------------|-----------|
| プラント解体事業 | 5,242,436 |
| 電力関係 | 740,199 |
| 製鉄関係 | 1,427,839 |
| 石油、化学関係 | 1,387,166 |
| ガスタンク関係 | 253,849 |
| 3D | 121,964 |
| 環境関連 | 781,159 |
| その他 | 530,259 |
| その他事業 | 216,292 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,458,728 |
| その他の収益 | — |
| 外部顧客への売上高 | 5,458,728 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債の期首及び期末残高

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 1,124,147 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 687,802 |
| 契約資産(期首残高) | 1,088,446 |
| 契約資産(期末残高) | 1,073,736 |
| 契約負債(期首残高) | 52,076 |
| 契約負債(期末残高) | 16,036 |

契約資産は、収益が一定期間にわたり認識される工事請負契約に関して、工事請負契約目的物の完成引渡の実施等、契約に定められた履行義務を完全に充足していない工事について一定の期間にわたり認識した収益の対価に対する権利に関するものであり、履行義務が完全に充足された時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、収益が一定期間にわたり認識される工事請負契約に関する未成工事受入金等前受金であり収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債期首残高は、主に当連結会計年度の収益として認識しております。

② 当期末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末現在で1,959,429千円です。当該履行義務は、建設事業における工事契約によるものであり、期末日後1年以内に約63%、2年以内に約35%、残り2%が3年以内に収益として認識されると見込んでいます。

8. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 493円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △7円33銭 |

9. 企業結合に係る暫定的な処理の確定

2021年12月20日に行われた株式会社矢澤との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額221,651千円は、会計処理の確定により98,598千円減少し、123,053千円となっております。また、前連結会計年度末ののれんは93,668千円減少し、無形固定資産のその他は26,674千円、繰延税金負債は9,229千円増加しております。

なお、企業結合日における識別可能資産の決定及び認識は、外部の評価の専門家を利用して検討した結果、受注残高150,762千円を認識し、無形固定資産のその他に計上しております。また、確定したのれんの償却期間は、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却するため、企業結合の対価の算定の基礎とした事業計画に基づく投資の合理的な回収期間を算定し、5年と決定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 2,975,106 | 流動負債 | 1,709,488 |
| 現金預金 | 980,331 | 工事未払金 | 707,378 |
| 受取手形 | 135,163 | 短期借入金 | 300,000 |
| 完成工事未収入金及び契約資産 | 1,509,088 | 1年内返済予定の長期借入金 | 240,000 |
| 売掛金 | 276 | 未払金 | 179,923 |
| 未成工事支出金 | 108,422 | 未払費用 | 39,946 |
| 貯蔵品 | 4,090 | 契約負債 | 14,968 |
| 前払費用 | 25,369 | 預り金 | 16 |
| 未収還付法人税 | 91,369 | 前受収益 | 3,759 |
| その他 | 122,791 | 役員退職慰労引当金 | 184,987 |
| 貸倒引当金 | △1,796 | 工事損失引当金 | 3,978 |
| 固定資産 | 5,151,153 | 株主優待引当金 | 34,530 |
| 有形固定資産 | 301,519 | 固定負債 | 2,106,043 |
| 建物 | 161,352 | 長期未払金 | 3,090 |
| 構築物 | 10,391 | 長期借入金 | 1,795,000 |
| 機械及び装置 | 34,479 | 退職給付引当金 | 66,406 |
| 車両運搬具 | 41,640 | 繰延税金負債 | 234,016 |
| 工具、器具及び備品 | 79,477 | その他 | 7,530 |
| 土地 | 165,745 | 負債合計 | 3,815,532 |
| 建設仮勘定 | 1,287 | (純資産の部) | |
| 減価償却累計額 | △192,854 | 株主資本 | 4,418,713 |
| 無形固定資産 | 17,258 | 資本金 | 843,176 |
| ソフトウェア | 12,422 | 資本剰余金 | 804,146 |
| のれん | 4,656 | 資本準備金 | 804,146 |
| その他 | 180 | 利益剰余金 | 2,971,753 |
| 投資その他の資産 | 4,832,375 | 利益準備金 | 200 |
| 投資有価証券 | 4,373,907 | その他利益剰余金 | 2,971,553 |
| 関係会社株式 | 413,328 | 繰越利益剰余金 | 2,971,553 |
| 出資金 | 20 | 自己株式 | △200,362 |
| 長期前払費用 | 2,151 | 評価・換算差額等 | △115,533 |
| その他 | 43,788 | その他有価証券評価差額金 | △115,533 |
| 貸倒引当金 | △820 | 新株予約権 | 7,548 |
| 資産合計 | 8,126,260 | 純資産合計 | 4,310,728 |
| | | 負債及び純資産合計 | 8,126,260 |

損益計算書

(2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|------------------|
| 売上高 | 4,425,774 |
| 売上高 | 25,097 |
| 売上高 | 4,450,871 |
| 売上原価 | 3,866,370 |
| 売上原価 | 14,189 |
| 売上原価 | 3,880,559 |
| 総利益 | 559,403 |
| 総利益 | 10,908 |
| 総利益 | 570,311 |
| 販売費及び一般管理費 | 873,590 |
| 営業外損収 | △303,278 |
| 配当 | 119,023 |
| 貸 | 41,013 |
| 金料他 | 12,473 |
| 金料他 | 172,510 |
| 費用 | 6,982 |
| 利息 | 30,537 |
| 費用 | 4,763 |
| 費用 | 1,319 |
| 費用 | 43,603 |
| 経常損 | △174,372 |
| 経常損 | △174,372 |
| 税引前当期純損 | 17,321 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △69,878 |
| 法人税等調整額 | △52,556 |
| 当期純損 | △121,815 |

株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|---------|-------------|-------|--------------|-------------|----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| | | | | | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 696,130 | 657,100 | 657,100 | 200 | 3,223,930 | 3,224,130 | △200,362 | 4,376,999 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | | 44,264 | 44,264 | | 44,264 |
| 会計方針の変更を 反映した当期首残 高 | 696,130 | 657,100 | 657,100 | 200 | 3,268,194 | 3,268,394 | △200,362 | 4,421,263 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 147,045 | 147,045 | 147,045 | | | | | 294,090 |
| 剰余金の配当 | | | | | △174,825 | △174,825 | | △174,825 |
| 当期純損失 | | | | | △121,815 | △121,815 | | △121,815 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 147,045 | 147,045 | 147,045 | | △296,640 | △296,640 | | △2,549 |
| 当期末残高 | 843,176 | 804,146 | 804,146 | 200 | 2,971,553 | 2,971,753 | △200,362 | 4,418,713 |

| | 評価・ 換算差額等 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|------------------|---------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | | |
| 当期首残高 | △126,562 | 17,974 | 4,268,411 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 44,264 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △126,562 | 17,974 | 4,312,675 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | | | 294,090 |
| 剰余金の配当 | | | △174,825 |
| 当期純損失 | | | △121,815 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 11,029 | △10,426 | 602 |
| 当期変動額合計 | 11,029 | △10,426 | △1,946 |
| 当期末残高 | △115,533 | 7,548 | 4,310,728 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 関係会社株式

移動平均法による原価法

③ 棚卸資産

- ・未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～26年

構築物 10年

機械及び装置 5年～8年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～10年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 株主優待引当金 | 株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| ④ 工事損失引当金 | 当社は受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。 |
| ⑤ 役員賞与引当金 | 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ⑥ 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ⑦ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 |

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、インプット法を採用し、発生した工事原価累計額が予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当社グループの主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. プラント解体工事に係る収益

プラント解体工事については、製鉄・電力・ガス・石油等のプラントを有する大手企業が施主であり、その系列の設備工事会社あるいは大手ゼネコン等の民間企業から発注頂き、主にプラント全体の解体トータルマネジメントを請負契約に基づき施工することが履行義務となります。

プラント解体工事に係る収益は、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度（以下「工事進捗率」という。）の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計（以下「工事原価総額」という。）に占める割合に基づいて行っております。また、工事進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点もしくは顧客の検収が完了した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

ロ. スクラップ（有価物）の販売に係る収益

金属スクラップ等の有価物については、有価物を現場から都度搬出し、スクラップ業者等へ販売することが履行義務となります。有価物の売却収入は取引の性質上、顧客へ移転した財の対価として有価物の搬出先から受け取るものであり有価物に対する支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、有価物を出荷した時点で収益を認識することとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換で受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより工事契約に関して、従来は工事の進捗部分についての成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度(以下「工事進捗率」という。)の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計(以下「工事原価総額」という。)に占める割合に基づいて行っております。また、工事進捗率を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は257,135千円増加、売上原価は242,180千円増加、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は14,955千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は44,264千円増加しております。収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形・完成工事未収入金等」は、当事業年度より「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産等」に含めて表示することとしました。また、流動負債に表示していた「未成工事受入金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準の適用が計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度に一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益及び費用

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高(未完成工事) 1,293,933千円

連結注記表（「会計上の見積りに関する注記」）に記載した完成工事高と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（「会計上の見積りに関する注記」）に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権 37,802千円

関係会社に対する金銭債務 8,316千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引および営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分） 1,837千円

営業取引（支出分） 152,946千円

営業取引以外の取引高（収入分） 7,868千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および数

普通株式 129,035株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 従業員賞与 | 32,438千円 |
| 役員賞与 | 3,915千円 |
| 法定福利費 | 4,899千円 |
| 税務売上認識 | 1,795千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 56,643千円 |
| 退職給付引当金 | 20,333千円 |
| 株主優待引当金 | 10,573千円 |
| 研究開発費 | 3,827千円 |
| 工事損失引当金 | 1,218千円 |
| 子会社株式評価損 | 8,094千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 50,369千円 |
| その他 | 7,258千円 |
| 繰延税金資産 小計 | 201,367千円 |
| 評価性引当額 | 9,017千円 |
| 繰延税金資産 合計 | 192,349千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 企業結合における交換利益 | 424,638千円 |
| 事業税 | 1,727千円 |
| 繰延税金負債 合計 | 426,366千円 |
| 繰延税金負債の純額 | 234,016千円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 (千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の被所有割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------------------------------|------------------|--------|-------------|-----------|-------------------|----------------|-------|--------------|---------------|--------------|
| 役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | TERRA・ESHINO株式会社 | 東京都中央区 | 100 | 投資事業 | 被所有直接 16.12 | 建物の賃借 役員の兼任 | 建物の賃借 | 50,727 | 流動資産 「その他」 | 4,650 |

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

賃借料については、近隣の家賃等を参考に一般取引と同様に決定しております。

3. 当社代表取締役会長 吉野 佳秀および当社代表取締役社長 吉野 炳樹が議決権の60%および40%をそれぞれ直接保有しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表（「収益認識に関する注記」）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 485円62銭

(2) 1株当たり当期純損失 △13円87銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月17日

ベストラ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所
指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベストラ株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベストラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月17日

ベステラ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所
指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベステラ株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月17日

ベステラ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 渡邊 喜久男 ㊟

社外監査役 村松 高男 ㊟

社外監査役 福島 保 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

亀戸文化センター カメラホール

東京都江東区亀戸二丁目19番1号 TEL (03) 5626-2121

交通

J R | 総武線
東武鉄道 | 東武亀戸線

亀戸駅より徒歩約2分



※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。